

旭川医科大学釣銭取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学釣銭取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学釣銭取扱細則（平成16年7月14日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学経理細則（平成27年12月9日学長裁定。以下「経理細則」という。）第16条の規定に基づき、釣銭の取扱事務について必要な事項を定め、旭川医科大学（以下「本学」という。）における金銭会計を適正かつ円滑に行うことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において釣銭準備金とは、釣銭の支払のために準備する現金をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この細則は、本学が保有する釣銭準備金について適用する。</p> <p>2 釣銭準備金の保管場所は、会計課出納係及び<u>医事課</u>収納係とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学経理細則（平成27年12月9日学長裁定。以下「経理細則」という。）第16条の規定に基づき、釣銭の取扱事務について必要な事項を定め、旭川医科大学（以下「本学」という。）における金銭会計を適正かつ円滑に行うことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において釣銭準備金とは、釣銭の支払のために準備する現金をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この細則は、本学が保有する釣銭準備金について適用する。</p> <p>2 釣銭準備金の保管場所は、会計課出納係及び<u>医療支援課</u>収納係とする。</p> <p>(略)</p>

別紙様式（第9条関係）（略）

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである